

(様式 9)

令和 8 年 2 月 5 日

田辺市長 真 砂 充 敏

## 質疑応答書 (回答)

次の事業に係るプロポーザル方式に係る質問について、以下のとおり回答します。

○事業名 田辺市情報通信設備高度化事業

質疑事項	回答事項
田辺市情報通信設備高度化事業プロポーザル方式実施要領【2 事業概要 (5) 提案限度額】について、田辺市情報通信設備高度化事業仕様書【4 光ブロードバンドサービス提供要件 (3) テレビ再放送サービス ②】に、「テレビ再放送サービスのみ利用する利用者について、現行の利用料 935 円 (税込) と、整備事業者の提案するプラン料金とに異同があり増額となる場合は、整備エリア全体の差額に相当する経費を、3 年間に限り市が整備事業者に対して負担する。」と記載されているが、本費用は上記の提案限度額に含まない、という認識でよいか。	田辺市情報通信設備高度化事業仕様書【4 光ブロードバンドサービス提供要件 (3) テレビ再放送サービス ②】に記載の費用は、提案限度額に含みません。

○担当者

所 属 田辺市企画部情報政策課  
氏 名 壺井 伸幸  
電 話 0739-26-9917  
F A X 0739-26-9960  
E - mail jyouhou@city.tanabe.lg.jp